

光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会（第1回）

議事要旨

1. 日時

令和6年2月9日（金）17:00～19:00

2. 場所

Web会議

3. 出席者（敬称略）

（1）構成員

新美座長、関口座長代理、江黒構成員、桑津構成員、神保構成員、
池田構成員（株式会社NTTドコモ）、井上構成員（東日本電信電話株式会社）、
小林構成員（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）、
佐々木構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）、
鈴木構成員（ソフトバンク株式会社）、関川構成員（KDDI株式会社）、
藤本構成員（西日本電信電話株式会社）、鬼木構成員（送配電網協議会）、
鹿野構成員（東京電力パワーグリッド株式会社）、
周家構成員代理・大谷構成員代理（関西電力送配電株式会社）
安部構成員（東日本旅客鉄道株式会社）、
富岡構成員（一般社団法人日本民営鉄道協会）、
伴構成員（西日本旅客鉄道株式会社）、

（2）オブザーバ

関係府省：

内閣府規制改革推進室、資源エネルギー庁電力基盤整備課、国土交通省鉄道局技術
企画課

要望事業者：

株式会社TOKAIコミュニケーションズ、ビー・ビー・バックボーン株式会社

（3）事務局（総務省）

木村電気通信事業部長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、竹内料金サ
ービス課課長補佐、小川基盤整備促進課課長補佐、園部料金サービス課係長

4. 議事

（1）開催要綱（案）について

（2）光ファイバ・収容空間の情報開示及び利用手続に関する現状について（事務局説明）

（3）事業者ヒアリング

①アマゾンウェブサービスジャパン合同会社（事務局説明）

②ビー・ビー・バックボーン株式会社

③株式会社TOKAIコミュニケーションズ

(4) 意見交換

5. 議事の経過

(1) 木村電気通信事業部長挨拶

木村電気通信事業部長より、検討会の開催に際して挨拶が行われた。

(2) 光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会の開催
開催要綱に基づき、新美座長より、神奈川大学関口教授が座長代理に指名された。

(3) 光ファイバ・収容空間の情報開示及び利用手続に関する現状について（事務局説明）

事務局から、光ファイバ・収容空間の情報開示及び利用手続に関する現状について説明が行われた。

(4) 事業者ヒアリング

事務局より、アマゾンウェブサービスジャパン合同会社の要望内容等について説明が行われ、続いてビー・ビー・バックボーン株式会社及び株式会社TOKAIコミュニケーションズより要望内容等について説明が行われた。

(5) 意見交換

(3) 及び(4) の説明を踏まえて、意見交換が行われた。主な意見の概要は次のとおり。

① 情報開示に関する留意点について

- ・ アジアの中でも我が国へのデータセンターの集積が進んでいると思っており、効率的な光ファイバ整備に向けて前向きな検討が行われることは意義がある。一方、データセンターが日本に集積してくる理由は、政治体制や司法制度、セキュリティの問題や地政学上の理由もある。
- ・ 我が国では、懸念国の資本が実質的支配する会社とそうではない会社とで扱いを分けることが容易ではないと認識。セキュリティクリアランスの制度のように、情報にアクセスできる担当者を限定するような仕組みを導入するとしても、その担当者に課す義務の内容、その担当者が転職したり懸念国に情報を持ち去ったりした際の対応、情報開示を受けた会社が別の会社を買収された際の対応等、課題が多い。
- ・ NDAは、締結しても実際の訴訟では立証のハードルが高いため、情報開示を受ける側の情報管理体制の運用といった点をどう監督していくかが重要であり、要望事業者のみならず開示する側の公益事業者の意見も重要。
- ・ 光ファイバ網に対する安全保障上のリスクの定義を誤ると、セキュリティを重視する議論が主流となり、結果として、本来進めるべき競争性や効率性が大きく阻害されてしまうおそれがある。安全保障を重視した結果、経済的な効率が落ちてしまい、結果として日本

の安全保障は本当に保たれたのか疑問が生じることがないような議論が非常に重要。

- 光ファイバ網の安全性を保つには、情報をできるだけ秘匿した上で物理的な防護体制を強化するという方向性と、クロスポイントのない設計によって異経路の冗長性を確保し強靱性を確保するという2つの方法がある。後者の方法を取る場合、できるだけ投資規模を拡大し、強靱でパワフルなネットワークを作ることによって、結果として安全保障のレベルを上げていくという考え方にに基づき、物理的な防護、情報の管理も考慮しながらバランスよく推進することが非常に重要。
- 新規事業者の参入と競争性を高めていくにあたり、手続面や情報開示面で取組が足りないところがあるため、NDAの手続等の条件を厳格化することは重要であるが、その条件をクリアした事業者にとっては利便性の高い状況となるよう制度設計する必要がある。

② 情報開示の対象について

- クロスポイントに関する議論は重要であり、大手の電気通信事業者に限らず、電力、鉄道、道路等の公益事業者も情報開示の対象に含めて議論することで初めて異経路の議論が効率化できると考えている。
- 要望事業者の資料において、第一種指定電気通信設備設置事業者に光ファイバに係る情報開示を求めるとあるが、第一種指定電気通信設備制度は加入者回線のシェアに着目したものである。第一種指定電気通信設備設置事業者は、中継系については大きなシェアを有していないことから、第一種指定電気通信設備設置事業者に限定した議論では、データセンター間のネットワークを構築するための情報開示としては十分ではないのではないかと懸念している。

③ 取組の内容と費用の関係について

- 情報開示等の取組に係る費用については各社で分担する必要があると思うが、その点も踏まえて、公益事業者側と利用事業者側で、どの程度の取組が現実的な対応策になり得るのか検討すべき。
- 総論として強靱なネットワークを作り上げ、できる限りクロスポイントをなくしていくことについては賛成だが、投資促進の観点からどのような方たちにどのように負担を求めていくか、非常に大きな論点になる。
- 公益事業者としても、コーポレートガバナンスの観点に照らして、コストを上回る利益が出る事業でなければ会社として情報開示に踏み出せない。仮に情報開示のためのセキュリティコストが利用料に転嫁されても、光ファイバや収容空間の情報開示に相応のニーズがあるのか、産業全体でマーケットリサーチが求められている。

④ 要望内容の明確化について

- 光ファイバのルートをオンラインで全部開示し、リアルタイムに閲覧可能とした上で手続できるとすれば確かに便利だとは思いますが、一方で、光ファイバは毎週増設するような性質のものではない。要望事業者の資料は、B to BとB to Cを誤解されるような表現もあるのではないかと懸念している。

- ・ 要望事業者の資料上で、光ファイバについて区間を限定した情報開示が望ましく、国家安全保障の観点からも完全に非開示とすべき区間も存在すると記載がある一方、他のページでは部分開示では利用価値が減ってしまうと記載があることから、要望の趣旨を明確にすべき。
- ・ 光ファイバのルート情報について、国家安全保障の観点から、完全に非公開としなければならない区間も存在すると承知。また、地震等の自然災害時におけるネットワークの強化が求められており、クロスポイントのない、完全異ルートによる冗長性を備えた自然災害時にも機能する堅牢なネットワークの構築が必要。また、都市部等で見受けられる(利用可能区間の)「虫食い」については、既存管路を有している国・地方公共団体やNTT東日本・西日本や電力事業者等を活用してつなぎ合わせることでルート構築を検討することが望ましい。

⑤ その他

- ・ 秘密情報は一度誤って開示すると取り返しがつかないため、本検討会を経た情報開示に係る政策決定後、その後の運用面も随時弾力的に随時見直し、問題が生じた際には都度関係者で議論できるようにする等、柔軟に対応できるような体制にするのが良い。

(以上)